

## 再評価書

事業名	一般国道167号 いそべ磯部バイパス		事業区分	道路事業	課名	道路建設課 (志摩建設事務所)
事業概要	工期 (下段:当初)	H24年~H33年 H24年~H31年		全体事業費 (下段:当初)	8,500百万円(負担率:国5.5:県4.5) 6,000百万円(負担率:国5.5:県4.5)	

### 事業目的及び内容

#### ■当該路線の状況

当路線は、伊勢志摩連絡道路として伊勢自動車道および伊勢二見鳥羽ラインと一体となって、伊勢志摩地域の高速交通網を形成する道路であり、伊勢志摩地域の観光リゾート拠点との連絡を強化する道路です。

しかし、国道167号現道部は、大きく湾曲し線形が悪いことや、狭隘部があることから、幹線道路としての機能に支障をきたしています。また一部区間は津波発生時の浸水想定エリアに位置しているため、大規模地震発生時は緊急輸送道路の機能が確保できない恐れがあります。

一方、県道伊勢磯部線は、急峻な山間を走る道路で交通事故が多く、雨量規制区間に指定されているなど、幹線道路としての機能に支障をきたしている状況です。

このため、緊急輸送道路の機能を確保するとともに、幹線道路機能の強化を図るために磯部バイパスを施行するものです。

#### ■事業目的

現道部に想定される津波浸水区域の回避により緊急輸送道路機能を確保し、狭隘区間の回避により幹線道路機能の強化及び交通安全性の向上を図ります。また伊勢志摩地域の連絡強化により救急救援活動の円滑な実施に寄与するとともに、ポストサミット効果を生かす地域観光産業を支援します。

#### ■事業内容

- ・事業計画期間 10年間（平成24年度～平成33年度）
- ・全体事業費 8,500百万円（工事費8,180百万円、用地補償費320百万円）
- ・計画延長 2,500m（起点）志摩市磯部町恵利原～（終点）志摩市磯部町五知
- ・幅員 W=6.5m (8.0m)
- ・主要構造物 トンネル1本、橋梁1橋

### 事業主体の再評価結果

#### 1 再評価を行った理由

全体事業費及び事業期間に変更があったことから、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(4)に基づき再評価を行いました。

#### 2 事業の進捗状況と今後の見込み

##### 2-1 事業の進捗状況

平成27年度末の事業進捗率は6%（用地48%、工事4%）となっています。

##### 2-2 今後の見込み

平成33年度の全線供用に向け事業を推進します。

#### 3 事業を巡る社会経済状況等の変化

国道167号の津波浸水想定や線形不良、伊勢磯部線の事故多発、雨量規制区間などの問題解決のため、当事業の必要性に変化はありません。平成25年9月に伊勢志摩連絡道路の一部として「第二伊勢道路」が開通しました。このことにより国道167号を介し伊勢二見鳥羽ラインを経由して伊勢自動車道と繋がる広域的な道路ネットワークが拡大され、残る区間にあたる磯部バイパスの重要度は高まっています。

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

- 事業区間全体の費用対効果分析の結果は、

走行時間短縮便益	83.8億円
走行経費減少便益	7.0億円
交通事故減少便益	1.3億円
総便益	92.1億円
総費用	72.8億円

費用便益比は「1.3」となります。

##### 4-2 その他の効果

- 救急救命医療への効果

志摩市の救急搬送先の約4割は伊勢市であり、安全性や時間短縮の観点からバイパスの完成を期待されています。

- 防災機能の強化

災害に強い道路が完成することにより、伊勢自動車道や伊勢二見鳥羽ラインと一体的な緊急輸送網を構成し、広域防災拠点からの災害復旧活動に貢献すると考えています。

- 観光産業への効果

今年5月に開催された伊勢志摩サミットにより、当該地域の知名度が向上しています。高速道路から志摩地域へのアクセス性が向上し、ポストサミットにおける更なる観光客増加に貢献するものと考えています。

##### 4-3 地元の意向

伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町で構成する「伊勢志摩連絡道路建設促進同盟会」から緊急輸送道路、救急搬送路、観光振興、地域間交流等の観点から、早期に完成するよう強く要望されています。

#### 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

トンネルLED照明や防草対策工などにより、維持管理費抑制に努めるとともに、別の道路で余剰となった道路設備の流用を検討するなど、コスト縮減に努めていきます。

##### 5-2 代替案

現道拡幅は多くの家屋が支障となることから、バイパス案が最適と考えており、また、平成29年度に用地買収が完了する予定であることから、代替案はありません。

#### 再評価の経緯

当事業は、平成24年度に事業着手しており、今回初めて再評価を行います。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されたため当事業を継続したいと考えています。